

(2020年7月29日配信)

## 【7月29日更新】新型コロナウイルス関連情報（第61報）

- DCにおける旅行後の自主隔離に関する補足説明等
- MD州におけるマスク着用義務の拡大、州外旅行に関する勧告、接触追跡調査データの分析結果等

1. 本日（7月29日）17時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：11,999名（死亡584名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：86,285名（死亡3,347名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：87,993名（死亡2,125名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/covid-19-daily-dashboard/>

◎DMVにおける感染者数の推移

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html#4](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4)

2. 各州政府の措置等

（1）ワシントンDC

本日、バウザー市長等の記者会見が行われたところ、主な内容は以下のとおりです。

・7月27日に発効した旅行後の自主隔離に関する市長令について、（自主隔離の対象となる）「不要不急の旅行（Non-Essential Travel）」の例として「休暇」、「ビーチトリップ」、「仕事の会議」が、また、「必要不可欠な旅行（Essential Travel）」の例として「必要不可欠な政府機能」、「必要不可欠なビジネス」、「未成年者・高齢者・扶養家族の世話・介護のための移動」、「法執行または裁判所命令により求められる移動」が挙げられる（会見資料4枚目）。（質問に答え、）学校への通学も必要不可欠とみなされる。

・フェーズ1から2に移行する基準は陽性率が15%以下であるとしていたが、感染者数の増加や第二波を避けるために、フェーズ3移行の基準は、陽性率を5%（できれば3%）以下に抑えることが重要であると判断した。また、週末に検査数が減り陽性率が高くなることがあるため、一日の陽性率ではなく、7日間の陽性率の平均値を出すことにした。（注：フェーズ3移行のその他基準・タイムライン等は未発表です。）

・検査を受けるタイミングについて、感染の疑いが生じた日から3~5日後を推奨（即日の場合、陽性でも結果に反映されにくい）。

◎会見資料

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/attachments/Situational-Update-Presentation\\_07-29-2020.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Situational-Update-Presentation_07-29-2020.pdf)

◎7月27日付け領事メール（旅行後の自主隔離を課すDC市長令）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20200727importantmessagecoronavirus.pdf>

（2）メリーランド州

本日、ホーガン州知事の記者会見が行われたところ、主な内容は以下のとおりです。

(再開見直し)

・昨日、連邦政府は感染の拡大が懸念される21の「レッドゾーン」州を特定したが、メリーランドはそのリストには入っていない。陽性率は多くの地域で低いレベルに保たれており、検査態勢も整いつつある。一方で最近、入院数において増加傾向がみられることから、現時点でステージ3に移行することは適当ではないと判断している。

(マスク着用義務の拡大)

・本日、4月18日から有効であるマスク(フェイスマスク)着用に関する州知事令を修正。7月31日午後5時から、6歳以上の州民は、すべての公共スペースでマスクを着用することが求められる。また、屋外で適切な距離を保てない場合もマスク着用が義務となる。

(州外旅行に関する勧告)

・本日、州保健局から、公衆衛生に関する勧告を発出。陽性率が10%を超える州へ旅行することは厳に控えるように勧告する。陽性率が10%を超える州からメリーランド州を来訪する者は検査を受け、結果判明まで自主隔離すべきである。  
・この勧告は即時発効し、いかなる個人旅行、家族旅行、ビジネス出張にも適用される。州民は、陽性率が減少するまで、これら州を訪問することは延期・中止するように。  
・本日現在、陽性率が10%以上である州は、フロリダ、テキサス、ジョージア、ルイジアナ、アリゾナ、アラバマ、サウスカロライナ、ネブラスカ、アイダホ州である。

= 勧告の要旨 =

○州外からMD州に戻るMD州民および州外からの旅行者は、MD州到着後速やかに、または、MD州への出発前72時間以内に、新型コロナウイルスの検査を受けるべきである。州外からの訪問者はMD州への出発前72時間以内に検査を受け、陽性と判明した場合、旅行を中止することを懇請する。訪問者は検査結果を待つ間、自宅で待機するか、ホテルで自主隔離すべきである。

○陽性率が10%を超える州を訪問するMD州民は、検査を受け結果が判明するまで自宅で自主隔離すべきである。DCとVA州はこの勧告の適用外である。

○過去に解釈ガイダンスにおいて定義した必要不可欠な労働者が必要不可欠な業務に従事するためにMD州に戻る/到着する場合、また、日常的にMD州を出る/MD州に入る通勤者であって、職場において新型コロナウイルスのスクリーニング手続きが確保されている場合は、この自主隔離勧告の適用外である。

○この勧告は即時発効し、非常事態宣言が解除され、健康上の非常事態宣言が取り消されるまで有効である。

(接触追跡調査データ)

・接触追跡調査のデータによると、高い感染の危険性があった集まりは、家族の集い(44%)、ホームパーティー(23%)、アウトドアイベント(21%)である。家族と一緒にいるとついガードを緩めてしまうが、気を引き締めなくてはならない。

・高い感染の危険性があった場所は、自宅外の仕事場(54%)、小売店でのショッピング(39%)、屋外での外食(23%)、屋内での外食(23%)である。

・同調査で明らかになった陽性ケースの職業別割合は、ヘルスケア(25%)、公衆との接触がないその他職業(23%)、公衆との接触があるその他職業(13%)、レストラン・食品サービス関係(12%)である。

・この接触調査の結果を踏まえ、テレワークができる場合はそうすべきであり、雇用者はテレワークの機会を被雇用者に与える努力をするべきである。

◎詳しくはこちら(プレスリリース)

<https://governor.maryland.gov/2020/07/29/governor-hogan-announces-expanded-statewide-mask-order-out-of-state-travel-advisory/>

◎マスク着用義務に関する修正州知事令

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/07/Gatherings-10th-AMENDED-7.29.20.pdf>

◎州外旅行に関する勧告

<https://phpa.health.maryland.gov/Documents/07.29.2020%20-%20MDH%20Notice%20-%20Out%20of%20State%20Travel%20Advisory.pdf>

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(注) 上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

4. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)